島 根 県 森 林 審 議 会 次 第（令和元年度第１回）

日時：令和元年8月２９日（木）１０：００～１５：３０
場所：〈審議〉島根県中山間地域研究センター
〈視察〉邑智郡美郷町村之郷地内　造林地

＊オリエンテーション（～10:00）

１．開　会

２．農林水産部長あいさつ

３．中山間地域研究センター施設紹介

４．委員紹介

５．役員改選
（１）森林法第71条第1項に基づく会長の選任

（２）「森林保全部会」の設置に基づく部会委員の指名

６．議　事　　**＊ 10：30～12：00**
（１）協議事項
①水と緑の森づくり税・事業について　…資料１

〈休憩　10分〉

②新たな農林水産業・農山漁村活性化計画の実施状況と今後の方針について
…資料２－１、２－２

（２）報告事項
①森林保全部会の開催状況について　…資料３

②その他

〈貸切バスで昼食会場に移動、昼食会場：ミセス・ロビンフッド 〉
12:10～13:00

＊昼食後、現地までの往復は、貸切バスで移動

７．重点推進事項（林業事業体の体質強化・林業就業者の増員）現地視察　…資料４
○農林大学校林業科主催　林業エンジニア研修[簡易架線集材技術研修]
場所：邑智郡美郷町村之郷　造林地
＊ 13：45～14：45　作業工程視察、農林大学生との意見交換

８．閉　会

＊中山間地域研究センターで解散（15:30）

資料１

水と緑の森づくり税・事業について

島根県農林水産部林業課

１　制度の概要と実績

水森税収は、「島根県水と緑の森づくり基金条例」により基金として積み立て、島根県が行う水森事業に充当。

○課税方式・税率：県民税均等割の超過課税
　個人の均等割：500 円/年、法人の均等割：５％/年
○期　間：第１期対策　平成 17 年４月１日～平成 22 年３月 31 日（5 年間）
　　第２期対策　平成 22 年４月１日～平成 27 年３月 31 日（5 年間）
　　第３期対策　平成 27 年４月１日～令和　２年３月 31 日（5 年間）
○税収額：およそ２億円/年

水と緑の森づくり事業費の実績（百万円）

対策		第１期対策（実績）	第２期対策（実績）	第３期対策				
年度		H17～H21	H22～H27	H27	H28	H29	H30	R元
事業費	①再生の森事業	720	691	133	121	122	112	127
	②みーもの森づくり事業	151	182	43	48	45	44	45
	③森づくり推進事業	52	104	20	20	19	18	20
	事業費計	923	977	196	189	186	174	192

資料：林業課（R元は当初予算ベース）

１）再生の森事業

公益的機能が発揮できる森林に再生させるため、10 年以上適切に管理されていない人工林において不要木伐採を実施。平成 17 年度から平成 30 年度の 14 年間に延べ 4,930 ヵ所で 10,179ha の森林整備を実施。

再生の森事業の実績（ha）

	１期計	２期計	H27	H28	H29	H30	R元	３期計	合計
不要木伐採	3,562	3,634	653	569	619	572	570	2,983	10,179
侵入竹林伐採	41	6	5	3	2	1	2	13	60
竹林伐採	－	17	10	17	10	5	5	47	64

資料：林業課（R元は見込み）

２）みーもの森づくり事業

県民自らが企画・立案した森づくりのための植栽活動や県産木材を使う取り組み、森林環境学習活動を支援し、H17～H30 年度の 14 年間に 484 件の取り組みを採択し、約 16 万人の県民が参加。

みーもの森づくり事業の県民参加者数の実績（人数）

年度	１期計	２期計	H27	H28	H29	H30	R元	３期計	合計
参加人数	61,491	64,822	10,026	6,648	8,198	9,361	6,524	40,757	167,070

資料：林業課（R元は見込み）

３）森づくり推進事業

「水と緑の森づくり」に関する県民からの意見を聞くための「水と緑の森づくり会議」の開催やアンケートの実施、広報誌による情報発信。

2　森林・林業・木材産業を巡る現状と見通し

1）原木生産の状況

H30年の原木生産量は63万㎥でこの７年で２倍となり順調に増産基調、現在の目標（原木生産量80万㎥）の達成時期を10年前倒しし、R5年に70万㎥、R12年に80万㎥を目指す。

■原木生産量の推移

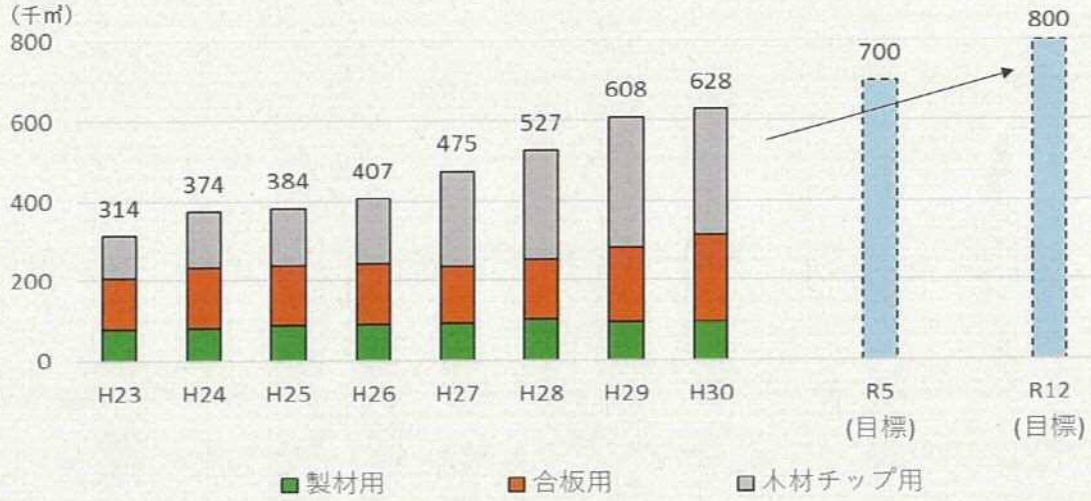

2）植林の状況

植林面積は、人材や苗木の不足等の理由により、近年横ばいで推移している。今後の原木増産に伴い、植林に必要となる苗木はR5年に166万本、R12年には196万本が必要となる見込み（H30年実績76万本）

このため、種子・穂木の確保対策が必要。

■植林面積の推移

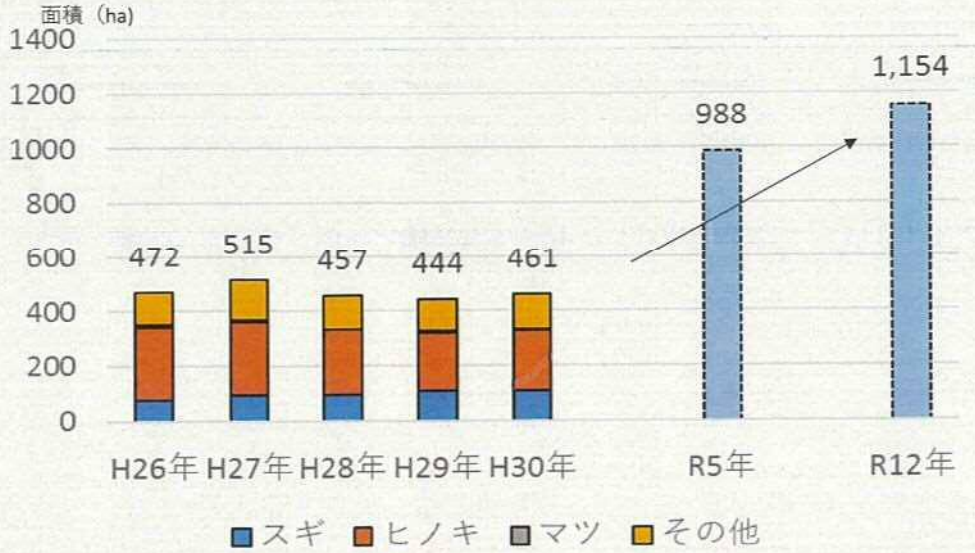

3）製材業の状況

県内の製材工場数は、10年前に比べ6割程度減少し80工場となっており、合板工場は境港の工場を含め４工場、チップは県内で16工場で、県内の原木自給率は上昇傾向にあるものの42%。

今後の原木自給率は、原木増産に伴いR5年に47%、R12年に51%となる見込み。

■原木の用途（イメージ）

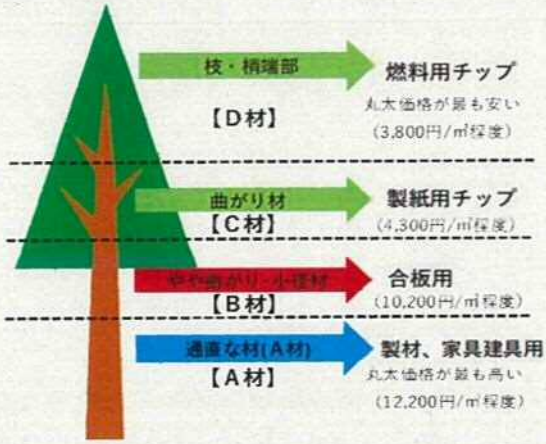

■平成30年の原木自給率

単位：千㎥

需要先	需要	供給	自給率
製材	100	73	73%
合板	935	197	21%
製紙チップ	146	127	87%
燃料チップ	215	185	86%
合計	1,396	582	42%

県内素材生産量	628	(県外供給含む)

4）担い手の状況

新規就業者は、近年70名前後で推移し、毎年10名程度のペースで増加しており、現在953名。

原木生産がさらに進むことにより、新規就業者を毎年80名程度確保し、R5年に1,052名、R12年に1,143名が必要。

今春の農林大学校林業科卒業生に対する求人は4.7倍と高く、来春から定員を10名から20名に増やす予定であることから、地元の高校生を対象に農林大学校へ入学してもらう新たな取り組みが必要。

■林業就業者数の推移

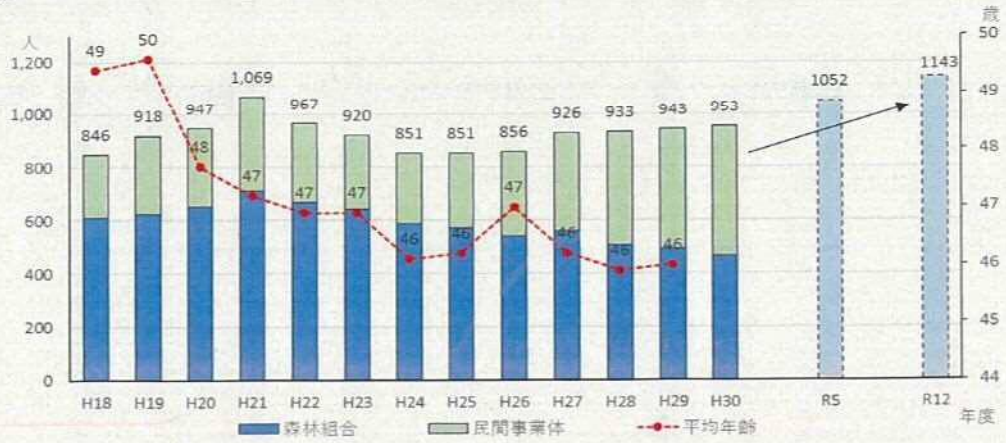

3　県内市町村の森林環境譲与税の活用状況

令和元年度当初予算における譲与税の使途

県内市町村の森林環境譲与税の使途として最も多くの割合を占めたのは「森林整備」の約51％、次いで「普及啓発」、「労働者対策」、「市町村の実行体制」がそれぞれ７％であった。

令和元年度 市町村の森林環境譲与税 使途調査結果　（千円）

区分		譲与税額	割合
森林整備	意欲と能力のある林業経営者への再委託に関する森林所有者意向調査	53,010	20%
	私有林整備（間伐など）	39,273	14%
	林内路網の整備	15,000	6%
	意欲と能力のある林業経営者への再委託計画作成に関する経費	30,041	11%
	小　計	**137,324**	**51%**
普及啓発	森林・林業・木材普及活動等	**19,343**	**7%**
労働者対策	林業労働者の処遇改善	**18,231**	**7%**
市町村の実行体制	専門員の雇用（人材育成含む）	**18,218**	**7%**
木材利用	木造公共建築物の整備等	4,400	2%
	木質バイオマス利用推進	2,461	1%
	小　計	**6,861**	**3%**
その他	基金積立	**70,904**	**26%**
合計		270,881	100%

4　水森税・水森事業等に対する県民の意識、森林への興味関心

①水森税に対する賛否について

【 H30アンケート 】

「賛成」「どちらかというと賛成」の意見が90％を占めており、税の必要性が理解されている。

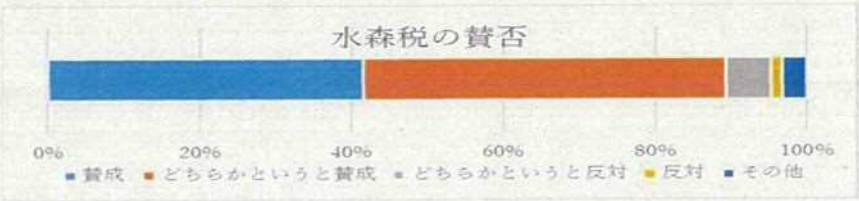

②使途について

【 H30アンケート 】

荒廃森林整備以外で水森事業として妥当なものとして多かったものは、竹林整備などの里山手入れ（竹林、鳥獣、景観対策）、林業担い手育成（森林組合支援含む）などが妥当との回答が多かった。

・荒廃森林の再生（松くい虫被害林整備など含む）1091ｐ（4854ｐ）
・里山の手入れ（竹林、鳥獣、景観対策）　959ｐ（　〃　）
・林業担い手育成　889ｐ（　〃　）
・普及啓発（森林教育、イベント等）　809ｐ（　〃　）
・苗木確保　209ｐ（　〃　）

【 水と緑の森づくり会議における委員からの意見 】

・危険なところ、人家があるところを優先して実施すべき
・人目がつくところでの実施が増えれば県民の理解・意識も高まる
・広報活動は今後も重要で、人に見せるなど工夫も必要
・機能が回復した森林の維持継続のための仕組みが必要

③森林への興味関心と森林活動（レクリエーション）への参加について

【 H30アンケート 】

多くの県民が森林へ関心を持っており、回答者の60％が森との関わりを持っている。
一方、回答者の25％は「いきたいと思うが行ったことがない」という回答であり、森林活動への意欲は高い。

5．今後のスケジュール案

8月29日　森林審議会

9月下旬　農水商工委員会へ報告（次期対策の骨子案）

秋ごろ　パブリックコメント実施

条例案の上程（期間の延長）

条例案議決（総務委員会で条例案審議）

資料２－１

新たな農林水産業・農山漁村活性化計画の実施状況と今後の方針について

1　新たな農林水産業・農山漁村活性化計画の実施状況について

（1）概要

（2）進捗状況と評価

（3）これまでの取組に関する課題と今後の方針

（4）今後目指していく方向

2　次期基本計画への円滑な移行に向けた第３期戦略プラン（プロジェクト）の見直し状況

令和元年6月25日
農水商工委員会資料

新たな農林水産業・農山漁村活性化計画の実施状況について

1. 概　要

(1) 計画期間：概ね10年後を見据え平成20年3月策定

(2) 具体的取組（プロジェクト）を「戦略プラン（第1期～第3期）」としてとりまとめ、県・市町村・JA等の関係者が一体となって取組みを展開

2. 進捗状況と評価

プロジェクト名		成果指標	単位	H30 目標	H30 実績	H30 達成率	H31 目標	評価等
農業・農村戦略プラン	売れる米づくりに向けた島根米のレベルアップ推進	契約的取引率	%	85	91	107%	92	・本県農業は米づくりを主体とし、米以外の作物への移行が不十分なため、米消費の減少や米価の下落が農業産出額の減少に直結し、現在の農業産出額はピーク時の6割弱となっている。 ・収益性の高い水田園芸を進めつつ、可能な限りの生産コストの削減等を図りながら、県農業の基礎をなす品目として生産が持続可能な姿に転換していくことが必要
		複数年契約率	%	20	10	50%	30	
		つや姫の作付面積	ha	2,355	1,216	52%	2,355	
	「儲ける産地」の育成による園芸の再生	園芸に取り組む新規就農者数	人/年	160	149	93%	200	・収益性の高い農業を拡大するため水田園芸の推進が本格化しつつあり、更に取組を加速する必要。 ・新規就農者を確保する観点から、初期投資を軽減するリースハウス方式を更に拡大していく必要。
		産地を支える中心的経営体育成数	経営体	3	3	100%	5	
		主要園芸品目における契約的取引の割合	%	28.0	24.8	89%	30.0	
	和牛・酪農産地再興に向けた「人・牛・肉・餌づくり」	和牛子牛生産頭数	頭	6,911	7,167	104%	7,000	・中核農家の規模拡大や和牛農家、酪農家、集落営農組織等が連携した和牛生産の仕組みづくりに取り組み、和牛子牛の生産が増大。 ・子牛価格や肥育出荷成績を主産地レベルまで向上させ、魅力ある経営環境と整えることで新規就農者の安定的な確保につなげる必要。
		うち乳用牛の受精卵移植による和牛子牛生産	頭	680	426	63%	760	
		放牧頭数	頭	3,930	3,834	98%	4,000	
		飼料作付面積	ha	3,660	3,240	89%	3,700	
	水田フル活用に向けた耕畜連携推進	飼料用米作付面積	ha	1,180	979	83%	1,200	・飼料用米・WCS用稲、麦、大豆等の戦略作物の作付拡大への取組みが一定程度定着。
		(需要量)	t	7,600	5,116	67%	7,800	
		WCS用稲作付面積	ha	570	530	93%	600	
	有機農業拡大	有機農業の取組面積	ha	378	381	101%	384	・全国で初めて県立農林大学校に専攻課程を設置するなど有機農業を推進し、有機JAS認定ほ場の割合（耕地面積比）は全国2位（平成29年までは全国1位）だが、取組面積は近年伸び悩んでいる。 ・一方、有機農産物の国内需要は着実に広がっており、本県農産物のブランディングの柱として、より一層の振興を図る必要。
		有機農業に取り組む集落営農組織数	組織	29	32	110%	31	
		有機農業による新規就農者数(H24からの累計)	人	32	37	116%	37	
	効率的かつ安定的な経営発展を目指す中核的担い手の育成・確保	農業法人数（集落営農法人以外）	法人	208	235	113%	214	・規模拡大や経営多角化に伴い、個別経営体の法人化が進展。 ・担い手への農地集積は、市町村ごとに取組にばらつきがあり、集積目標面積との開きが大きいことから、所有者不明農地対策も併せて取組みを進める必要。
		農地中間管理機構を活用した農地利用集積面積	ha	1,560	855	55%	1,560	
	新規就農者の確保・育成	新規就農者数	人/年	180	176	98%	180	・就農前相談から就農後のフォローアップまで充実かつきめ細かな支援により新規就業者を毎年安定的に確保してきているが、県内農業生産を維持するには十分とは言えず、中核的な農業経営体へと発展しうる自営就農者の確保・育成を強化する必要。
	中山間地域の集落維持に必要な仕組みづくり	農業法人数（集落営農法人数）	法人	267	247	93%	286	・人材確保や長期的投資等の組織の継続・発展性にメリットのある集落営農の法人化は全体の4割まで進展してきたが、法人化への合意形成に時間を要している。 ・中山間直払集落協定・多面的機能支払取組は、高齢化等が要因となり協定面積は横ばいの傾向。 ・約1100の担い手不在集落においては、中山間直払協定締結集落や多面的機能支払の話し合いから組織化につなげていく必要。 ・規模の小さい一集落営農組織では難しい大型機械の導入等に取り組めるよう複数の集落営農組織の連携に、更に取り組む必要。
		地域貢献型集落営農組織数	組織	308	306	99%	323	
		多面的機能支払取組面積	ha	23,400	22,651	97%	23,800	
		「中山間直接支払」協定面積	ha	13,300	12,986	98%	13,300	
		広域連携組織数	組織	10	15	150%	12	
	国営開発地及び干拓農地の有効利用	【中海干拓地】農地売渡・貸付面積（対象農地331ha）	ha	322	321	99%	325	・農地中間管理機構等を活用し、農業法人や企業等の新規参入促進、担い手への農地集積を進めてきており、国営開発地と中海干拓地の有効利用が図られている。
		【国営開発地】農地活用面積（全農地812ha）	ha	772	736	95%	780	
		農地中間管理機構を活用した農地利用集積面積	ha	31.0	34.1	110%	42	

プロジェクト名		成果指標		H30 目標	H30 実績	H30 達成率	H31 目標	評価等
森林・林業戦略プラン	需要に応える原木増産	原木生産量	万㎥	60	63	105%	64	・主伐による原木生産を積極的に進め、原木生産量が直近6年で約2倍に伸長し、全国トップレベルの伸び。 ・バイオマス発電所、製材工場、合板工場の整備を推進し、県産原木の需要も増加。 ・一方で木材価格の低迷により森林経営の収支モデルは赤字であり、改善のための低コスト化が必要。 ・林業労働力確保支援センターと連携し、就業希望者と事業体のマッチングにより、新規就業者を毎年安定的に確保しながら総数を着実に増やし、平均年齢46歳と若返りも進展。 ・「島根林業魅力向上プログラム制度」や「しまね林業士資格制度」を活用し、各林業事業体が自発的に労働条件の改善、経営方針の明確化、職場の魅力向上などに取り組んでいるが、賃金水準、就労環境についての改善が必要。
		島根県産原木の自給率	%	42.5	41.7	98%	44.0	
		林業就業者数	人	971	953	98%	1,000	
		新規林業就業者数	人/年	280	342	122%	350	
	木材製品の品質向上・出荷拡大	高品質・高付加価値製品の出荷量	㎥	26,400	26,600	101%	28,000	・県内で生産、製材、加工された木材製品を「しまねの木」として認証し、県内の製材工場や関係団体の連合体により木材製品の県外販売の促進に取り組んでいるところ。
		【再掲】島根県産原木の自給率	%	42.5	41.7	98%	44.0	
	低コスト再造林推進	苗木生産量	万本	154	76	49%	170	・木材価格が低迷する中、伐採時の売上げから再造林に係る経費を負担できない場合があり、低コスト化が必要。 ・伐採に利用した機械を使用して無駄のない植林作業を行う「一貫作業」の取り組みや、高性能林業機械が活用できるような林業専用道や作業道の集中的な整備が必要。
		島根県産苗木の自給	%	93	77	83%	96	
		再造林における低コスト化の割合	%	45	54	120%	50	
		【再掲】林業就業者数	人	971	953	98%	1,000	
		【再掲】新規林業就業者数	人/年	280	342	122%	350	
水産戦略プラン	基幹漁業の構造改革	基幹漁業の年間生産額	億円	139.6	133.4	96%	141	・沖合底びき網漁業において、リシップ（漁船の大規模修繕）時に設置した冷海水装置を活用する高鮮度商品「沖獲れ一番」など、漁獲物の高鮮度化による新たなブランド化が進展。 ・国の漁船リース事業を活用した高性能漁船の導入により、基幹漁業の構造改革が進みつつあるが、経営体質強化のためには、収益力の向上が必要。 ・基幹漁業の就業者は毎年一定数を確保しており、比較的若い。
		新規漁業就業者数	人	120	143	119%	150	
	沿岸漁業活性化	年間水揚金額300万円以上の自営漁業者数	人	246	248	101%	250	・沿岸漁業において、定置網ブランド「しまね定置もん」をはじめ、漁獲物の鮮度保持を行い、水産物の付加価値が向上。 ・収入と技術習得を両立する研修制度を創設し、沿岸漁業における新規自営漁業者を育成を図っているが、就業者は減少し、高齢化も進んでいる。
		【再掲】新規漁業就業者数	人	120	143	119%	150	
	宍道湖・中海の水産資源維持・再生	シジミ生産額	億円	28.5	23.6	83%	30.0	・シジミの生産量は、平成26年から5年連続全国1位を堅持しているが、資源量を急減させないよう、科学的根拠に基づいた漁獲管理のしくみを構築中。
分野連携・共通戦略プラン	食の安全・安心推進	美味しまね認証品目数（累計）	品目	240	218	91%	300	・全国に先駆けて県版GAP認証制度「美味しまね認証」を創設し、GAPの取組が進展したが、消費者や実需者への認知度はまだ低い。 ・認証件数(品目数)は順調に伸びているが、流通業界が求めるGAPレベルも上昇しており、新たに創設した上位認証「美味しまねゴールド」へのステップアップ、PRの強化等、その対応が急務。
		美味しまね認証取得経営体数（累計）	経営体	370	415	112%	470	
	地産地消推進	県産品を優先的に購入する意識が「強くある」県民の割合	%	27.8	23.4	84%	30.0	・県産品を優先的に購入する意識の強い県民の割合は、概ね20％程度に留まっている。 ・消費者が、県産品であることがわかるとともに、モノの良さや付加価値を実感できる取り組みが必要。
		地産地消推進店の認証	店舗	45	43	96%	50	
		学校給食における県内食材の活用割合	%	61.8	54.3	88%	63.0	
		産直・直売所等の販売額	百万円	3,720	3,337	90%	3,754	
	6次産業の取り組み拡大	6次産業化・地産地消法総合事業化計画認定数	件	25	16	64%	30	・多様な6次産業化を支援しているが、生産現場に対して産地の再生・発展に6次産業化の視点の必要性が浸透できておらず、現状では商業者や食品加工業者の経営改善に留まる事例が多い。今後は農業者や産地が主体となった6次産業化を進めていくことが必要。
		多様な事業者が連携した6次産業化に取り組む事業体数	件	121	84	69%	155	
		多様な事業者が連携した6次化の取組による新規雇用者	人	164	203	124%	185	
	地域ぐるみの鳥獣被害対策推進	鳥獣被害対策指導者研修の受講者数（延べ人数）	人	50	56	112%	60	・防護柵の設置や加害鳥獣の捕殺、環境改善などの集落ぐるみでの野生鳥獣被害対策の取組は増えてきたが、全体の被害低減にまではつながっていない。 ・狩猟の担い手の確保、ジビエ利用拡大が必要。
		地域ぐるみの鳥獣対策への取組み数	箇所	38	40	105%	41	

３．これまでの取組に関する課題と今後の方針

【課題】

(1) 多くのプロジェクトが設置され、各プロジェクト毎に複数の目標が設定されているが、「農林水産業や農山漁村が良くなっているか」ということを判断できる大きな指標・目標がない。

(2) 設定されている多くの目標が、トレンド（各指標が過去にどう推移してきたか）をベースにしているため、目標を達成した場合でも、そのまま評価につながらない場合が多い。

(3) 農林水産分野に関する施策を総合的・計画的に実施するために策定する基本計画である「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」と、島根総合発展計画、島根総合戦略との内容が重複しており、それぞれの関係性も分かりづらい。

【新計画策定に当たっての方針】

(1) 島根県の農林水産業・農山漁村の活性化に向けて、必要な施策に重点的に取り組む必要がある。そのため、将来（5年後・10 年後）のあるべき姿を具体的にイメージし、実現に向けての旗印となる大きな目標を設定する。

(2) また、大きな目標を実現するために重点的に取り組む事項（重点取組事項）ごとに、その取組全体の進捗状況が関係者のみならず、県民にとっても明らかとなるよう、分かりやすさを意識して目標を設定する。

(3) 現在策定中の「島根創生計画」との関係を整理しつつ、農林水産業の従事者だけでなく、市町村、関係団体等、すべての関係者が共通の認識を持って一丸となって取り組めるよう、大きな目標を設定した背景、具体的な重点取組事項の考え方等、目標達成に向けてポイントとなる事項を整理した新計画を策定する 。

4. 今後目指していく方向

(1) 農業

農業産出額 730 億円（平成 28 年から 100 億円増）を目指す。

①収益力の高い魅力ある農業の確立
②地域の強み等を活かした特色ある生産の振興
③将来にわたって島根農業を支える中核的な担い手の確保

(2) 林業

現在の目標（原木生産量 80 万㎥）の達成時期を 10 年前倒しし、2023 年に 70 万㎥、2030 年に 80 万㎥を目指す。

①原木生産と再造林のコスト低減による林業経営の収益力の向上
②県内の製材力の強化による県産材の出荷拡大
③林業事業体の体質強化による就業者の確保

(3) 水産業

10 年後に、企業的漁業経営体の産出額 200 億円（20 億円増）、沿岸自営漁業の産出額 26 億円の維持を目指す。

①高性能漁船の導入や衛生管理等のレベルアップによる魚価向上
②新規就業者の確保・育成、海藻など沿岸の資源を活用した新たなビジネスモデルの創出など、沿岸漁業や漁村の活性化

(4) 農山漁村

（目標について現在検討中）

農山漁村の有する多面的機能に十分配慮して、農林水産業を核とした地域の生活が将来にわたって維持できるような取組を推進し、活力ある農山漁村の実現を目指す。

次期基本計画への円滑な移行に向けた第3期戦略プラン（プロジェクト）の見直し状況

・現計画が最終年を迎え、各プロジェクトの進捗状況を総括する中で、今後、重点的に取り組む必要のある課題や取組みの方向性が明確化

・地域プロジェクト方式は、地域の主体性を最大限尊重しつつ着実な成果を挙げている一方、県庁と地方機関との取組みの一体性に難があり、喫緊の政策課題に対応しづらい、支援事業の受け皿となるように総花的なプロジェクト設定につながってきたケースもあるといった課題も顕在化

・2020年度からの次期計画への円滑な移行に向けて、これらの課題の改善を図るべく、2019年度から部を挙げて重点的に取り組む必要のあるテーマを、パイロットプロジェクトとして先行実施

・更にパイロットプロジェクトに加えて、重点的に取り組む必要のあるテーマを洗い出し、重点推進事項として整理した上で、2020年度からの次期計画スタートに向けて準備中

パイロットプロジェクトの構成

【プロジェクトの内容】
①基本的な考え方
②5年後の目指すべき姿
③2019年度到達目標
④進め方に関する重要事項
⑤地域計画に盛り込むべき事項
⑥年間スケジュール

【△△地域】
【□□地域】
【◇◇地域】
【○○地域】
①2019年度目標
②具体的な取組み
③対象

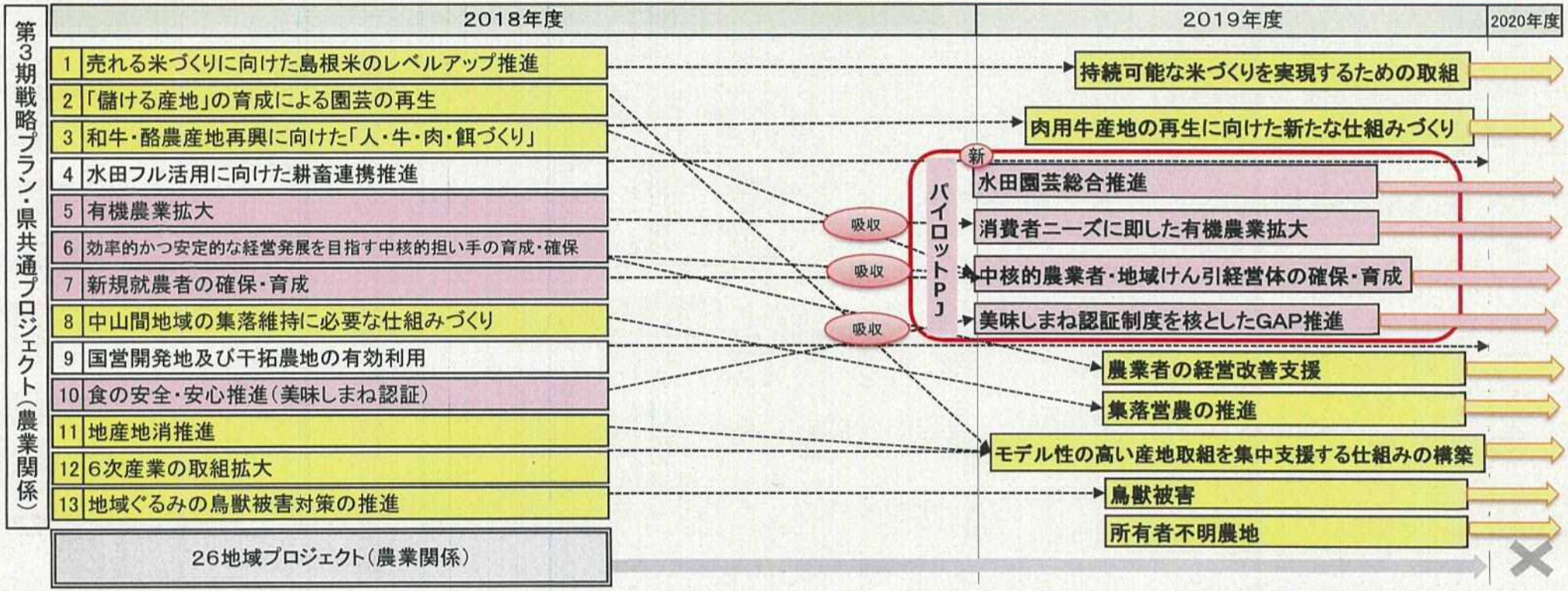

次期基本計画への円滑な移行に向けた第3期戦略プラン（プロジェクト）の見直し状況

【林業関係】

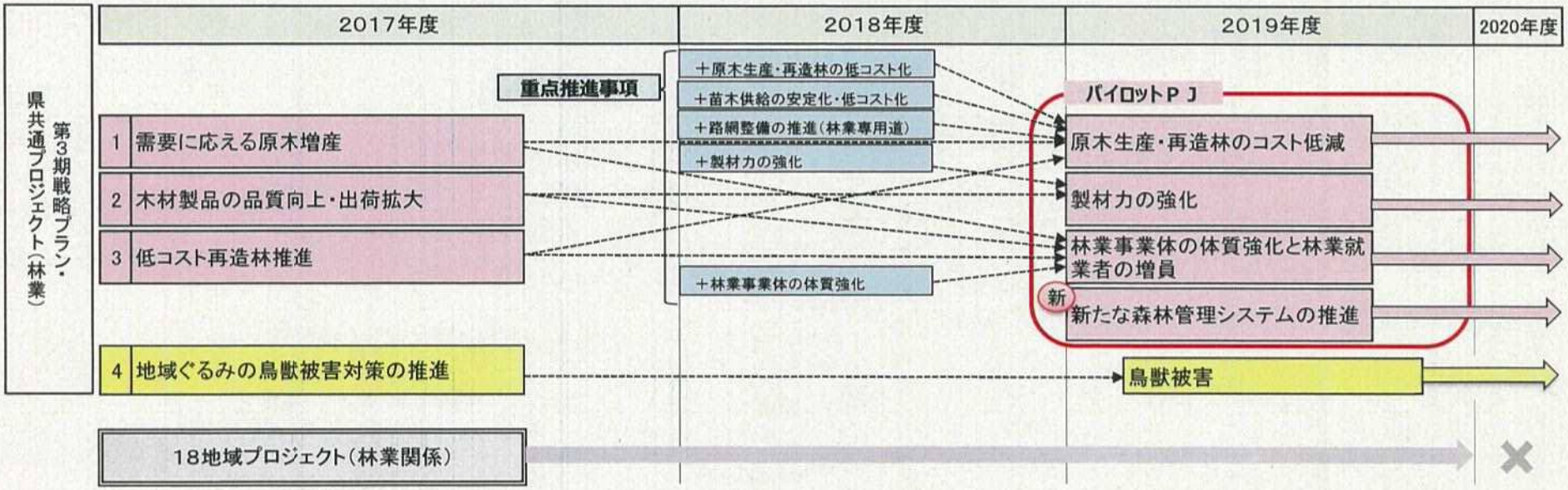

【水産関係】

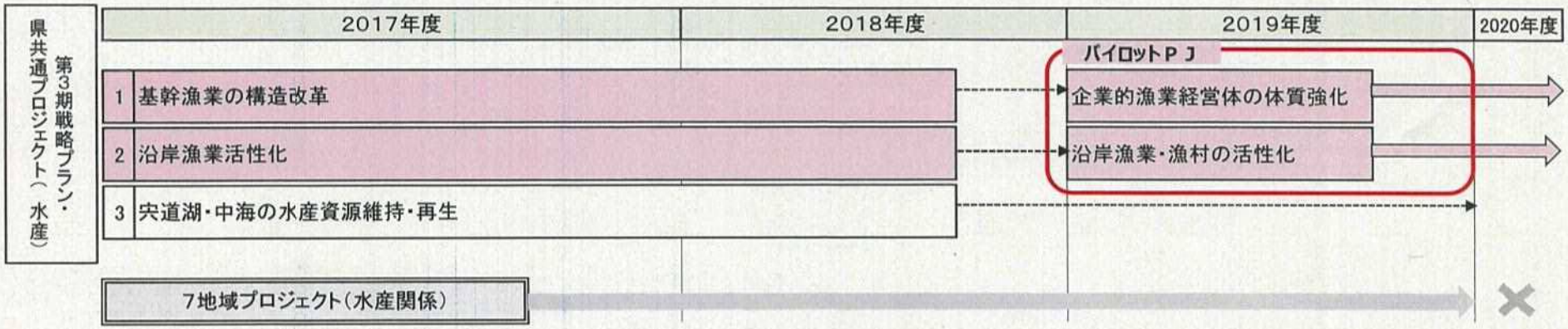

資料２－２

平成31年度　農林水産部 重点推進事項

項目		責任管理職	摘要
農 業	① 水田園芸総合推進	農産園芸課 田中調整監	PPJ
	② 消費者ニーズに即した有機農業拡大	農産園芸課 鳥屋尾課長	PPJ
	③ 美味しまね認証制度を核としたGAP推進	農産園芸課 高田室長	PPJ
	④ 中核的農業者・地域けん引経営体の確保・育成	農業経営課 原管理監	PPJ
	⑤ 農業者の経営改善支援	農業経営課 原管理監	
	⑥ 集落営農の推進	農業経営課 瀬尾課長	
	⑦ 所有者不明農地	農業経営課 瀬尾課長	
	⑧ 島根県で持続可能な米づくりを実現するための取組	農産園芸課 鳥屋尾課長	
	⑨ 肉用牛産地の再生に向けた新たな仕組みづくり	畜産課 原課長	
	⑩ モデル性の高い産地取組を集中支援する仕組みの構築	しまねブランド推進課 角森調整監	
林 業	① 原木生産・再造林のコスト低減	林業課 日下課長	PPJ
	② 製材力の強化	林業課 永瀬室長	PPJ
	③ 林業事業体の体質強化と林業就業者の増員	林業課 日下課長	PPJ
	④ 新たな森林管理システムの推進	森林整備課 吾郷課長	PPJ
	⑤ 鳥獣被害	森林整備課 後藤室長	
水産業	① 企業的漁業経営体の経営強化	水産課 太田課長	PPJ
	② 沿岸漁業・漁村の活性化	水産課 横田室長	PPJ

注：表中の「PPJ」は、パイロットプロジェクトの略

原木生産・再造林のコスト低減プロジェクト

1. 基本的な考え方

・主伐による原木生産を積極的に進めてきた結果、原木生産量の伸び率は全国トップレベルとなっており、2040年の原木生産目標800千㎥を10年前倒しすることを目指し、2023年度末に原木生産量700千㎥を達成
・当面は、合板工場や木質バイオマス発電所などの新規大規模需要が見込めない中で、林業・木材産業の成長産業化に向けて、原木生産と再造林の徹底した低コスト化と原木の価値を高める取組により、森林所有者へ利益還元を図ることで、循環型林業経営を志向する環境を整えることが重要
①資源の充実した森林エリアにおいて、収益性の高い林業経営ができるように路網（基幹道、森林作業道）を整備した循環型林業拠点団地を設定（林業公社経営林なども活用）
②循環型林業拠点団地を活用した低コスト生産による原木増産
③変動する原木市場の動向を適宜把握し、これに応じた最適な採材・仕分けによりひと山の価値を高める取組
④団地を中心とした伐採者と造林者の一貫作業による再造林の低コスト化

2. 5年後（2023年度末）の目指す姿

以下の取り組みにより、人工林１ヘクタールあたりの林業経営の収支を－36万円から2023年に＋24万円とする
◆原木生産コストの５％ダウン（317万円/ha ⇨ 301万円/ha）
◆原木販売額の５％アップ（346万円/ha ⇨ 363万円/ha）
◆再造林コストの27%ダウン（114万円/ha ⇨ 83万円/ha）
※モデルでのコスト削減ではなく、実態（実績値）での削減を達成する。

(1)循環型林業拠点団地の設定
・原木生産コストの低減に不可欠な木材運搬のための林業専用道の開設が可能な地域を選定し、路網配置、主伐・再造林計画を盛り込んだ循環型林業拠点団地を70団地設定し、路網整備及び主伐・再造林支援を優先的に実施

(2)原木生産の低コスト化
・複数の高性能林業機械の稼働、作業員の配置、トラックの運送までの運用改善を図り、魅力向上プログラムに参加するすべての林業事業体（48事業体）が原木生産コストを５％ダウン

(3)ひと山の価値を高める取り組み
・短期的な需要を把握して最適な採材・仕分けの実施により、ひと山から生産される木材の収入を引き上げる取組が定着し、魅力向上プログラムに参加するすべての林業事業体（48事業体）が原木販売額を５％アップ

(4)再造林の低コスト化
・低密度植栽（haあたり３千本→２千本）と伐採に利用した機械を使用して無駄のない植林作業を行う一貫作業を2020年までに定着
・造林事業の再造林における一貫作業実施割合を2020年までに100%
・コウヨウザンの植栽面積を50ha/年

(5)苗木生産体制
・原木生産量が増加し、再造林面積の拡大が見込まれる中で、作業の効率をより高める必要があり、これまで以上のコンテナ苗の普及を図る。その際、普及に向けての支障とならないよう、コンテナ苗と裸苗との価格差解消が促される取組についても、併せて進める。
・意欲と能力のある苗木生産者が生産規模を拡大できる環境を整備することで、全体的な技術の向上と、天候リスクを回避し安定生産する体制を実現する。
①コンテナ苗得苗率を普通苗得苗率（70%）以上にする
②意欲のあるコンテナ苗生産者の生産施設には、すべて散水施設を整備
・意欲と能力のあるコンテナ苗生産者のコンテナ苗需要に占める割合を100%

3. 2019年度の到達目標

(1)循環型林業拠点団地の設定
・標準伐期齢を超えた人工林を中心とした主伐を進めるための効率的な路網整備計画を盛り込んだ循環型林業拠点団地の設定を推進する。
循環型林業拠点団地の設定　14団地
林業専用道開設延長　5,000m

(2)原木生産の低コスト化とひと山の価値を高める取組
・原木生産量　639千㎥
・魅力向上プログラム参加林業事業体の原木生産コストの５％ダウン：事業体の３割以上
・魅力向上プログラム参加林業事業体の原木販売額の５％アップ：事業体の３割以上

(3)再造林の低コスト化
・森林所有者の負担軽減を図るため、伐採者と造林者が連携する協定を締結し、伐採と再造林を一体的に行う一貫作業を推進する。
伐採者と造林者の連携による一貫作業の定着　70%
早生樹（コウヨウザン等）の植栽面積　7ha

(4)苗木生産体制
・コンテナ苗生産技術の向上を図り得苗率を高める　45%
・ハウス、散水施設等の整備を進め、天候によるリスクを回避する

4. プロジェクトの進め方に関する重要事項

(1)循環型林業拠点団地の設定
- 市町村、林業事業体、林道課（県土整備部局）と連携し、循環型林業拠点団地内の効率的路網整備・伐採方針の決定
- 収穫期を迎えた林業公社経営林などまとまった人工林の循環型林業拠点団地への取込
- 新たな管理システムに基づく再委託森林のモデル地区設定の支援

(2)原木生産の低コスト化とひと山の価値を高める取組
- 既存の高性能林業機械と組み合わせ、生産効率の向上に繋がる高性能林業機械の導入支援
- 林業公社経営林を積極的に伐採する林業事業体の確保と、こうした林業事業体における更新伐専門班の新規編成支援
- 一貫作業現地において、伐採者と造林者が地拵えや機械利用等を具体的に協議する検討会の実施
- 原木生産コストの低減に向けた取組により、各伐採者の収益が上向きに転じたかを林業事業体と検証し、更なるコスト低減に向けた対策決定と実行
- 製材工場の需要動向に対応できるよう、山土場での最適な採材と仕分けの徹底
- 製材工場の求める原木を安定供給するための製材工場と林業事業体の情報の一元化の検討

(3)再造林の低コスト化
- 一貫作業現地において、伐採者と造林者が地拵えや機械利用等を具体的に協議する検討会の実施
- 再造林コストの低減に向けた取組により、各造林者の収益が上向きに転じたかを林業事業体と検証し、更なるコスト低減に向けた対策決定と実行

(4)苗木生産体制
- 苗木生産現場で、中山間地域研究センターのコンテナ苗生産技術を普及指導
- 苗木生産現場を点検し、天候によるリスクを回避する施設整備等を検討

5. 各地域において作成するパイロットPJ地域計画に盛り込むべき事項

(1)2019年度の県全体の到達目標に対応する地域ごとの数値目標
(2)市町村、森林組合等の関係者による具体的伐採計画を盛り込んだ循環型林業拠点団地の設定
(3)原木生産の低コスト化に向けて重点的に支援する林業事業体と具体的支援の方法
(4)最適な採材・仕分けによるひと山の価値を高めるための具体的な活動方針
(5)計画的な再造林の低コスト化向けて具体的現地指導の方法
(6)苗木の安定供給に取り組む梨林業事業体への具体的なサポート体制
(7)その他、目標の達成にむけて各地域で必要と考える事項

6. 年間スケジュール

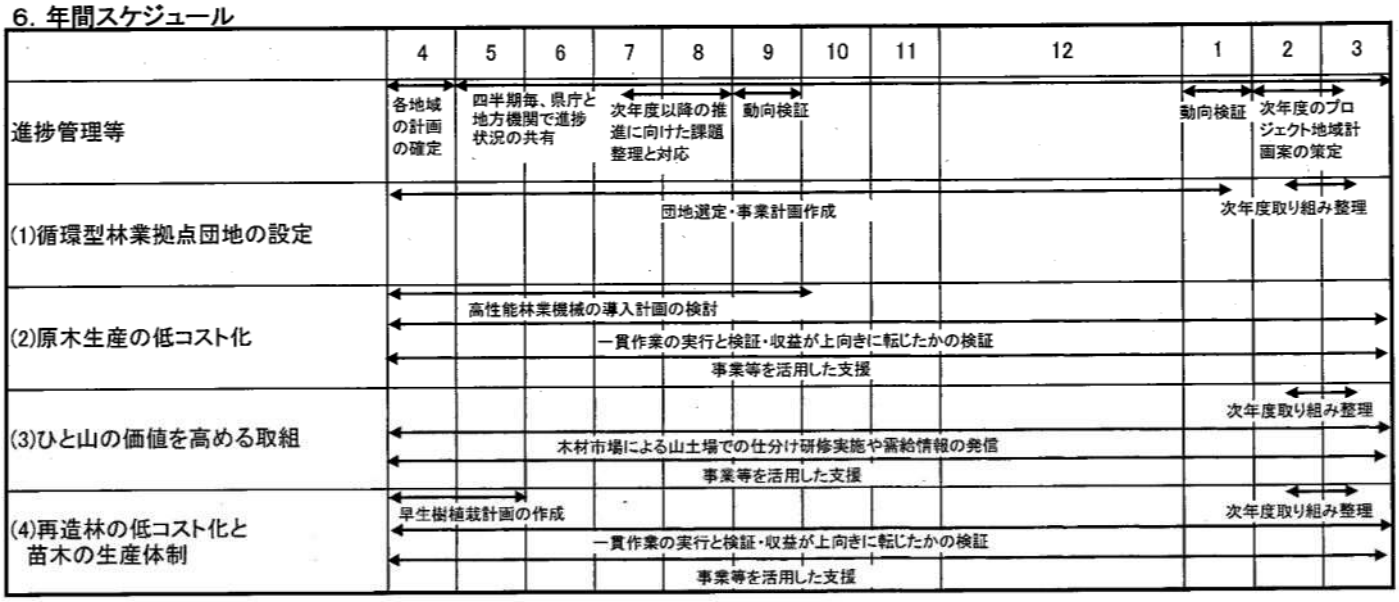

製材力の強化プロジェクト

1. 基本的な考え方

・林業・木材産業を成長化させるためには、県内の製材工場が、品質の良い原木を使い付加価値の高い木材製品を加工し、県内外（海外も含む）への出荷を通して収益を確保し、その利益を森林所有者へ還元する構造をつくり出すことが重要
・2040年の原木生産目標800千㎥の達成を10年前倒しすることを目指し、2023年度末に原木生産700千㎥を達成するために、製材工場の原木消費量を増加させ、そこでの県産材の供給量を引き上げる
①増産された原木がその品質に応じて適切に取引され、製品の加工・出荷量の増に向かう環境づくり
②製材工場が単独で規模を拡大したり、分業・連携によるグループ化での事業規模の拡大
③高品質・高付加価化製品の生産に向けた木材加工体制の整備
④県内需要と海外を含めた県外への木材製品の出荷拡大

・こうした取組を進めながら、単独または共同で事業規模を拡大した製材工場と原木を供給する伐採者が連携した共同体が、県の東から西まで工場群を形成し、競争力の高い製品を共同して県外・海外に出荷するウッドコンビナートを構築（中規模・大規模な製材工場の進出・誘致も並行して推進）

2. 5年後（2023年度末）の目指す姿

◆人工林1ha当たりの原木買取額の５%アップ（346万円/ha ⇨ 363万円/ha）

◆県内製材工場における原木消費量の19%アップ（105千㎥ ⇨ 125千㎥）

(1)原木が品質に応じて適切に取引される環境整備を進め、新たな原木取引モデルを開始
・原木市場において、「付け売り」などの問屋機能を強化し、新たな流通スタイルをすべての原木市場で導入
・原木市場の取扱量 現状（H29）：125千㎥ → 145千㎥
・複数の林業事業体が連携した原木の共同出荷など新方式の導入
・原木生産者と製材工場における原木の安定取引協定による取引量 現状（H29）：13千㎥ → 15千㎥

(2)事業規模の拡大
・製材工場が単独で原木消費量の増加、分業・連携によるグループによる原木消費量の増加

(3)高品質・高付加価値製品の生産に向けた木材加工体制の整備
・高品質・高付加価値製品の出荷量 現状（H29）：26.0千㎥ → 36.0千㎥

(4)海外を含む県外への木材製品の出荷拡大
・製材品の県外（海外）出荷額 現状（H29）：20億円 → 28億円

(5)ウッドコンビナート構築にむけ、製材力・販売力など一定規模（年間消費原木2千㎥程度）を備えたグループ（ウッドコンビナートの基）を整備
・既存工場の規模拡大、分業連携によるグループ化数 現状 4グループ → 8グループ

(6)800千㎥の原木生産を見据えた大型工場の新設・誘致
・原木消費量 30千㎥ 規模の新規製材工場を１つ以上新設

3. 2019年度の到達目標

(1)原木が品質に応じて適切に取引される環境整備
・原木市場と製材工場に対し、付け売りなど新たな取引の導入に向けた検討会の実施
・複数の伐採者が連携し、共同中間土場の設置と、これを利用した原木の共同出荷など新たな取引の導入に向けた試験出荷の開始
・製材工場と伐採者における原木の安定取引協定 7件

(2)事業規模の拡大
・県内製材工場における原木消費量 112千㎥（うち県産原木85千㎥）
・増産のための製造ラインの整備等 3工場（年間原木取扱量 1割増）
・単独で工場の規模を拡大したり、グループ化による事業規模の拡大に取り組もうとする製材工場の掘り起こし
・老朽化施設の修繕・改修等 6工場

(3)高品質・高付加価値製品の生産に向けた木材加工体制の整備
・高品質・高付加価値加工、乾燥、JASなど新たな製品製造に取り組んだ工場数 ７工場

(4)木材製品の出荷拡大
・従来単独工場では対応できなかった大ロット・高付加価値製品等の取引先の掘り起こし
新たな取引先 3件 （製品問屋・市場、半製品を仕入れ加工する業者など）

(5)ウッドコンビナートの構築
・分業・連携などに対応できる製材工場のグループ化 新たなグループ化 4グループ
グループ毎の年間原木取扱量 2,000㎥程度を想定
（既存工場の規模拡大、分業連携によるグループ化、大型工場の新設・誘致など）

(6)大型工場新設・誘致
・県内工場の意向調査を実施し、圏域ごとに県外工場の誘致を含めた戦略を整理

4. プロジェクトの進め方に関する重要事項

(1)原木が品質に応じて適切に取引される環境整備
- ・付け売りなど新たな取引の導入には、製材工場が求める木材が安定的に供給されるよう原木市場等において原木の材質等の目合わせを徹底的に実施し、受入側と供給側の信頼関係の構築
- ・複数の伐採者による原木の共同出荷では、運搬費の縮減など双方にメリットが必要であり、モデルケースをつかったコスト計算を提示するなど理解を得るための具体的な提案
- ・製材工場と伐採者における原木の安定取引協定による原木の直送に取り組む事業体の掘り起こし
- ・林業公社経営林の主伐材を積極的に入荷する製材工場の確保と、こうした製材工場と林業事業体が取引する原木の規格づくり

(2)事業規模の拡大
- ・何をどのくらい製造するのか、製材工場毎の目標設定
- ・取引先の掘り起こしと事業規模の拡大に向けた分業・連携によるグループ化の推進
- ・事業規模拡大に向けた製造ラインの整備など具体的な実行計画の作成支援

(3)高品質・高付加価値製品の生産に向けた木材加工体制の整備
- ・何をどのくらい製造するのか、製材工場毎の目標設定
- ・高品質・高付加価値加工、乾燥、JASなど既存の施設を活用し、県外市場で評価される競争力の高い新製品開発の支援及び高品質・高付加価値製品の供給体制の整備
- ・老朽化した製材加工施設の修繕や新たな加工施設の導入支援
- ・加工施設の導入に向けて、補助事業や制度融資の積極的な活用を働きかけることや金融機関からの円滑な借入れが可能となるよう事業計画書等の作成支援

(4)木材製品の出荷拡大
- ・何をどのくらいどこへ販売するのか、製材工場毎の目標設定
- ・県内需要に安定供給するため、設計者・工務店等と連携し、公共物件等への地元材提供を働きかけ
- ・県外、海外への新たな取引が具体的に始まるよう木材製品県外出荷しまね事業体連合の活動支援(地域と県庁の連携)
- ・国内の大手住宅メーカーや建材商社との連携による海外輸出など新たな販路開拓(地域と県庁の連携)

(5)ウッドコンビナートの構築
- ・製材工場間の分業・連携によるグループ化を進め、製品需要に確実に対応できる供給体制の構築
- ・平成28～29年度に実施した「製材事業体ヒアリング調査」等を活用し、後継者がいないため、このままでは廃業となる製材工場の施設や販路を承継するための対策の検討と実行
- ・県内の中規模工場に対し、製造ラインの増設や第２工場の新設について働きかけ(地域と県庁の連携)
- ・価格競争力のある製材品を製造する大規模工場の新設・誘致の検討(県庁)

5. 各地域において作成するパイロットPJ地域計画に盛り込むべき事項

(1)2019年度の県全体の到達目標に対応する地域ごとの数値目標
(2)品質に応じて適切に取引される環境整備を目指す事業体の選定と具体的な活動方針
(3)製材力の強化に向けて重点的に支援する事業体ごとの具体的な目標設定
(4)分業・連携によるグループ化や事業承継の支援を進める事業体の選定と具体的な活動方針
(5)その他、目標の達成に向けて各地域で必要と考える事項

6. 年間スケジュール

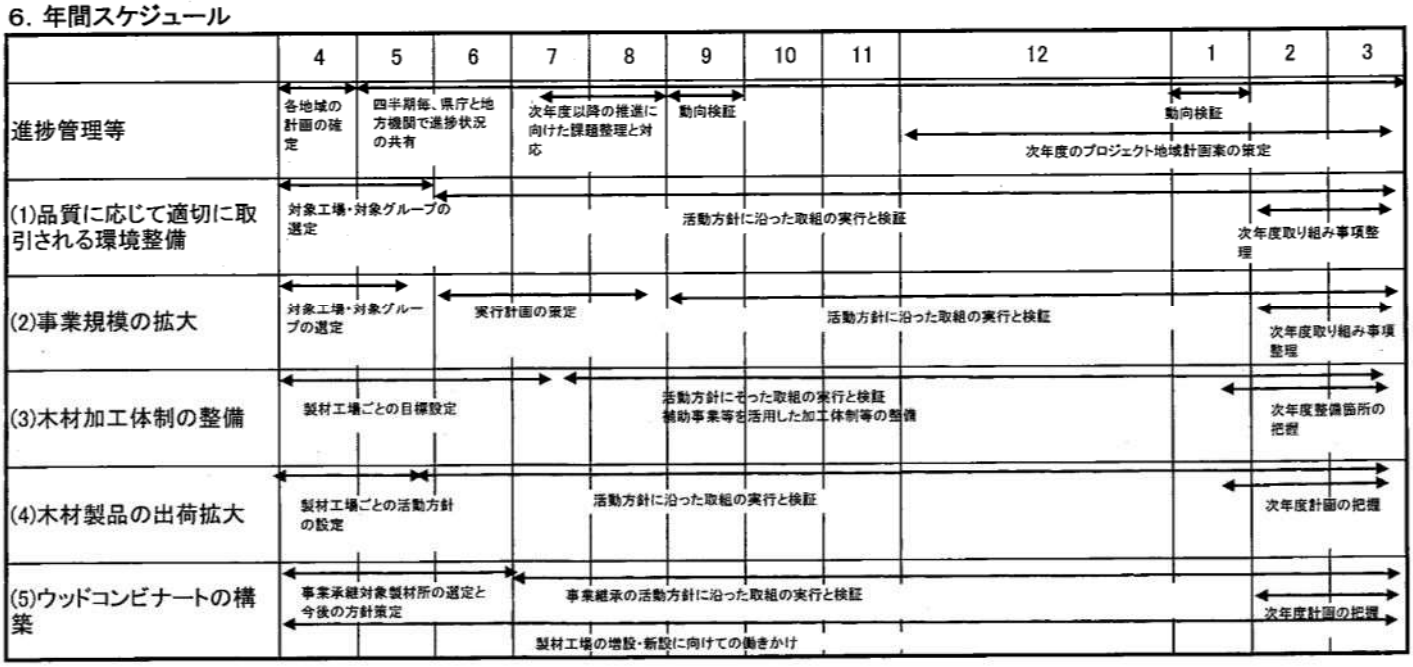

林業事業体の体質強化と林業就業者の増員プロジェクト

1. 基本的な考え方

・2040年の原木生産目標800千㎥を10年前倒しすることを目指し、2023年度末の原木生産量700千㎥を達成するため、林業事業体の事業規模の拡大、収益性の向上、林業就業者の増員などの取組を促進し、長期的に健全な林業経営が実行できるよう経営体質の強化を図ることが重要
・そのため、経営規模や経営方針などが異なる林業事業体それぞれに適した方法により、次の課題に対処することが必要。
①林業への新規就業の促進
②就業希望者、既就業者にとって、魅力ある林業事業体の職場環境づくり（労働条件・就労環境の改善）を進めることによる定着率の向上
③林業事業体の経営体質の強化（事業量増・収益性アップ・就業者増員）＊①、②の取り組み成果として

2. 5年後（2023年度末）の目指す姿

◆県内の林業就業者（雇用）数の増加（943人 ⇨ 1,052人）
＊現状(2016～2018年度）：11人／年増のペース → 今後5年間：18～19人／年増のペース必要

(1)新規就業者の確保と技術力の高い就業者の育成
・農林大学校林業科卒業生の県内林業事業体への輩出：毎年10人以上（将来は班長クラスに育成）
・班長を任せられる林業就業者を200人程度確保
（5年後、1,052人のうちの約200人を農林大林業科卒業、しまね林業士中・上級取得により養成）

(2)林業事業体の魅力向上（労働条件・就労環境の改善）による定着率の向上
・５年定着率　現状（H29）：60%　⇨　70%

(3)林業事業体の経営体質の強化
・林業事業体（現在48事業体）の９割以上が、魅力向上プログラムを通じて、取扱量（売上高）の増加を実現しつつ、①労働条件の改善、②就労環境の改善や就業者確保のための活動、それぞれの区分で１つ以上取組む

①労働条件の改善に向けた取組
給与面の改善 ・・・・・・・・・・・ 給与体系の整備、キャリアアップ制度の導入、手当の新設、月給制の導入など
休暇面の改善 ・・・・・・・・・・・ 週休二日制の導入、特別休暇の新設など
②就労環境の改善や就業者確保のための活動
就労環境の改善 ・・・・・・・・・ 女性が働きやすい施設の整備、福利厚生施設の整備など
就業者確保のための活動 ・・ インターンシップ受入、ＨＰ情報発信、UIターンフェア参加など

3. 2019年度の到達目標

(1)新規就業者の確保と技術力の高い就業者の育成
・林業就業者総数の1,000人確保（新規就業者数：80人）
・７圏域でインターンシップ、林業体験等の実施
・農林大学校林業科入学生の確保 ・・・・・ 定員10名を上回る入学生の確保
・農林大学校による質の高い人材育成のための機能強化
・農林大卒業生の県内事業体への就職率アップ
・班長を任せられる林業就業者の確保

(2)林業事業体の魅力向上（労働条件・就労環境の改善）による定着率の向上
・労働条件の改善、就労環境の改善のいずれか１つに取り組んだ林業事業体数
魅力向上プログラムに参加する林業事業体（48事業体）の８割

(3)林業事業体の経営体質の強化
・魅力向上プログラムに参加する事業体のうち就業者20人以上の林業事業体（18事業体）にしまね林業士中級・上級の取得者を１人以上配置
・魅力向上プログラムに参加する林業事業体の経営者、しまね林業士中・上級を対象に経営者向けトップセミナー等の開催

4. プロジェクトの進め方に関する重要事項

(1)新規就業者の確保と技術力の高い就業者の育成
- ・県内高校生を中心に、林業への就業或いは農林大学校林業科への進学を誘導
- ・林業事業体のPR活動を強化、林業事業体や林業の仕事に触れる機会を拡大
- ・農林大学校林業科において、より一層、質の高い人材教育を実施し、県内林業事業体への即戦力を輩出
- ・しまね林業士制度（准・初級）の取得促進や現地研修等を活用した技術力の高い就業者の育成
- ・農林大学校林業科の定員増の検討に着手
- ＊行政・支援Ｃ・林業事業体・教育機関（高校等）による協議の場設置（新規）
  これまでの農林大、支援Ｃの活動（事業）を有機的に組合せ、最大限の効果を生み出す

(2)林業事業体の魅力向上（労働条件・就労環境の改善）による定着率の向上
- ・就業希望者や既就業者にとって、魅力ある林業事業体となるための改善指導の徹底（事業体の特性に合わせ）
- ・それぞれの事業体の良さ・個性を前面に出した魅力の発信

(3)林業事業体の経営体質の強化
- ・経営の専門家を派遣し、各林業事業体の改善点分析と具体的な改善指導を実施
- ・経営体質強化を行うリーダーの育成・強化
- ・林業事業体の体質強化の状況や成長度合いを客観的に評価

5. 各地域においてつくるパイロットPJ地域計画に盛り込むべき事項

(1)2019年度の県全体の到達目標に対応する地域ごとの数値目標

(2)林業への新規就業の促進
- ①県、市町村、事業体、支援Ｃ、高校職員等を交えた就業者確保協議会（仮称）の設置と合意形成
- ②地元高校等への個別働きかけ
- ③インターンシップ、林業体験等の実施

(3)林業事業体の魅力向上　＊①～④の取り組みを魅力向上プログラム等で進捗状況をチェック、補助事業で支援
- ①給与体系見直し、キャリアアップ制度等の導入、休暇制度等の労働条件の改善・充実
- ②しまね林業士（准・初級）の取得促進と、取得資格の活用促進
- ③女性や若者が働きやすい労働環境に改善・充実
- ④新規就業者確保に向け、各林業事業体の魅力発信を強力に推進　＊(2)の活動に活用

(4)林業事業体の経営体質改善
- ①マネジメントを行うリーダーの育成（しまね林業士中級・上級の取得促進）＊H30年度からの累計

6. 年間スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
協議会設立	関係機関との調整						設立（7月頃）		各種活動の企画と連絡調整			
【高校向け】 高校訪問 林業への理解促進	農林大・地方機関（従来） PRパンフレット配布						協議会等と連携した訪問・働きかけ（随時） 出前講座など					
【高校向け】 実践的な体験				①林業現場体験　②インターンシップ　③農林大サテライトキャンパス								
【事業体】 事業体連携の促進 低コスト化実践研修		研修実施準備			事業体連携の促進 低コスト化実践研修実施							
【事業体】 事業体の魅力向上			魅力向上プログラムに沿った労働条件・就労環境等の改善（給与・休暇・福利厚生・職場環境ほか）									
【事業体】 しまね林業士試験 トップセミナー等の開催				平成31年度試験					トップセミナー等の実施			

新たな森林管理システムの推進プロジェクト

1. 基本的な考え方

・2040年の原木生産目標800千㎥の達成を10年前倒しすることを目指し、2023年度末の原木生産量700千㎥を早期に実現させるためには、新たな森林管理システムを活用して凍結状態にある森林資源を循環型林業の枠組に取り込み、循環の規模を拡大するエンジンの一つとして機能させることが必要

・制度を運用する市町村と推進組織として設置された森林経営推進センターを、県が技術、ネットワーク、情報、制度、事業をもって支援し、森林所有者から市町村を通じた林業経営者への経営の再委託を推し進めることにより、林業の成長産業化を推進する

※1　再委託を目指す森林は、2040年時点で、非森林組合員所有森林（90千ha）の人工林（34千ha）のうち12%程度4,200haとし、その森林経営により、3万㎥の木材生産を目指す
※2　市町村の森林環境譲与税の使途について、上記の取組のハードルとなる境界不明の森林の境界明確化等に優先的に取り組むよう強く働きかけ

2. 5年後（2023年度末）の目指す姿

◆新たな森林管理システムによる再委託面積　500ha（累計）
再委託森林からの原木生産量は3,500㎥/年
＊5年後には制度が定着し、再委託が円滑に進み、さらに拡大していくレベルに到達していることが必要

(1)再委託森林のモデル地区設定
・当面は再委託契約までに時間や労力がかさむ状況が想定されるが、森林経営推進センターが十分に機能し、市町村ごとに毎年1カ所のモデル地区設定を目指す
（100ha/年、全市町村で1団地（5ha程度）の再契約）
・再委託森林を「新システム経営団地」と位置づけ、団地からの木材生産を進める

①森林経営管理の実行体制確保
・5年後には、意欲と能力のある林業経営者のうち3割が再委託森林の経営を行っている状態を目指す

②市町村ごとの取組方針作成
・市町村ごとに森林の状況、森林所有者の意向にバラツキがあることから、新たな森林管理システムの活用について取組方針を作成する

3. 2019年度の到達目標

(1)再委託森林のモデル地区設定
・各市町村において、少なくとも1団地は森林経営の再委託のモデル地区を設定あるいは合意することとし、県内19箇所を設定する
【モデル地区】
一体的に経営可能な標準伐期齢を超えている人工林を含む概ね5ha以上の森林で、所有者や境界不明等の事情により交渉が進んでいない森林経営計画未策定森林を想定

①森林経営管理の実行体制確保
・各市町村毎に、伐採者と造林者の連携による一貫作業協定に基づく現場作業を拡大し、実績を積むことで再委託先となる林業経営者の実行能力の引上げを図る

②市町村ごとの取組方針作成
・市町村ごとの森林の状況に応じた取組目標や、優先的に取り組む森林等を例示し、市町村の取組方針の作成を支援する

＊再委託を進めるうえで、境界不明等がハードルであれば、市町村が森林環境譲与税を活用し、境界の明確化等に取り組むよう強く働きかける

4. プロジェクトの進め方に関する重要事項

(1)再委託森林のモデル地区設定
・再委託森林の掘り起こし、周囲の森林の集約化、合意形成等の支援、次年度の掘り起こしに向けた優良事例の共有
・経営に適した区域設定、区域内森林の収益性、効率的な路網整備など地域協議会が行う検討を支援

(2)森林経営管理の実行体制確保
・伐採者と造林者の連携を進め、意欲と能力のある林業経営者を一定程度確保

(3)市町村ごとの取組方針作成
・市町村の取組目標や優先的に取り組む森林等を例示し、方針作成を支援

5. 各地域において作成するパイロットPJ地域計画に盛り込むべき事項

(1)2019年度の県全体の到達目標に対応する地域ごとの数値目標

(2)市町村毎の取組方針の基本となる地域毎の取組方針

(3)その他、目標の達成に向けて各地域で必要と考える事項

6. 年間スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
進捗管理等	地域の取組方針設定					県庁と地方機関で進捗状況の共有						
							次年度以降の推進に向けた課題整理			次年度PJ地域計画の策定		
推進体制の確立						伐採者と造林者の連携推進						
	地域協議会の立ち上げ											
	市町村取組方針の設定											
モデル地区の設定		モデル地区の掘り起こし					周辺森林の取込み・林業経営の内容検討				再委託契約の決定	
									次年度以降の候補地掘り起こし			

（平成31年度重点推進事項）　　鳥獣被害

1．基本的な考え

以下、４点を基本に取り組む

①鳥獣害対策に意欲のある集落等への集中支援

⇒地域ぐるみによる鳥獣害対策を推進し、意欲のある集落等へ集中支援

②市町村の有害鳥獣捕獲体制へのテコ入れ

⇒古い体制に縛られることなく、農業者を主体とした、猟友会の高齢化や会員数の減少に対応できる体制作り

③捕獲の担い手を継続的に確保・育成

⇒農業者などによる狩猟免許取得への支援、銃猟免許取得後の技術面のフォローアップ

④捕獲個体のジビエ利用（拡大）

⇒県内で数か所の拠点的な施設を設け、そこへ集中する仕組みづくり（既存施設間の連携を含む）

⇒食肉加工処理施設の衛生管理体制の推進に向けた取り組み

2．5年後（2023年度末）の目指す姿

○支援モデル地域　　被害減少効果目標を設定し、達成に向けて集落・市町村が一体となって取り組むモデルを最低、一市町村に一地域（19地域）

○市町村の体制づくり　全市町村において、猟友会員の減少等による影響を払拭するための新たな体制が完成

○狩猟免許所持者数　　新規狩猟免許取得者（農業者、地域住民等狩猟を行わない者）1,500人（5年間）

○食肉加工処理施設におけるイノシシの処理頭数　　成獣を中心に利活用を進め、廃棄・埋設処分される未利用率を50％以下とする（現在約60％）

3．今後の進め方

（1）地域での被害対策（基本①）

・市町村の被害点検による被害防除地域の選定

→ 市町村で選定地域の集中プランを策定

・プラン策定の市町村に交付金等を配分

→ 農林家による取組みや地域ぐるみでの体制づくりの促進等を図る

（2）担い手（狩猟者）の確保・育成対策（基本②、③）

・市町村で既存の捕獲体制での捕獲実態等を検証

→ 計画的な体制改革を促す（地域ぐるみの実施隊への移行等）

・農林家向けの狩猟免許取得に向けた講習会を開催

→ 市町村と県で連携し、特に第一種銃猟免許取得に係る経費を支援

・新たな被害防止体制づくりに必要となる農業者などの新規狩猟免許取得者の技術面のフォローアップ支援

（3）ジビエ振興（基本④）

・県内複数箇所に中核的施設を設定

→ 集中の仕掛けとして、周辺市町と県が連携し、補助金等も活用して中間施設整備等を実施

・経営モデル施設を設定

→ 市町と県が連携して、ロット確保～加工～販売まで集中的に支援しジビエを生業として営む経営体を育成する

森第５６３号
令和元年７月１０日

島根県森林審議会
会長　伊藤　勝久　様

島根県知事　丸山　達也
（農林水産部森林整備課）

林地開発変更許可及び島根県防除実施基準の変更並びに高度公益機能森林の区域の変更について（諮問）

森林法第１０条の２第６項及び森林病害虫等防除法第７条の３第３項、第７条の５第２項の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

１　林地開発変更許可について
（１）申請者　住所　益田市中高津三丁目７番５号
　　氏名　有限会社佐波川砂利　代表取締役　津谷　洋
（２）開発行為に係る森林の所在場所
　　益田市中垣内町２００５－１番地　外１２筆
（３）開発行為に係る森林の土地の面積
　　２３．９８２５ha（変更前：８．４６９０ha）
（４）開発行為の目的
　　土石等の採掘

２　島根県防除実施基準の変更について
（１）市町村名　出雲市
（２）指定面積　１６４ha（変更前：３８７ha）

３　高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更について
（１）市町村名　雲南市、出雲市、益田市
（２）松林名　　幡谷、小津①、別所、中須大塚

資料３

令和元年８月２３日

島根県知事　丸山　達也　様

島根県森林審議会
会長　伊藤　勝久

答申書

令和元年７月１０日付け森第５６３号で諮問のあった事項について、島根県森林審議会森林保全部会において審議の結果、下記のとおり答申します。

記

１　諮問案件：島根県防除実施基準の変更について
　島根県防除実施基準の変更については原案を認める

２　諮問案件：高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更について
　高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更については原案を認める

３　諮問案件：林地開発変更許可について
　有限会社佐波川砂利が行う「土石等の採掘」に伴う林地開発変更許可については許可相当と認める

島根県森林審議会（森林保全部会）開催概要

森林整備課

森林病害虫等防除関係

	森林の所在	松林区分	松林名	摘　要	区域面積 (ha)	諮問日	開催年月日・審議会場	答申日	答申内容
1	出雲市	県防除実施基準対象区域	―	【変更】 松林が消失し広葉樹へ遷移していることから、当該区域を除外する	変更前 387.00 変更後 164.00 差分 -223.00	R1.7.10	R1.7.24 益田合同庁舎	R1.8.23	原案を認める
2-1	雲南市	高度公益機能森林	幡谷	【変更】 松林が消失し広葉樹へ遷移していることから、当該区域を除外する	変更前 9.18 変更後 6.90 差分 -2.28	R1.7.10	R1.7.24 益田合同庁舎	R1.8.23	原案を認める
2-2	出雲市	高度公益機能森林	小津の 別所	【変更】 松林が消失し広葉樹へ遷移していることから、当該区域を除外する	変更前 223.00 変更後 0.00 差分 -223.00	R1.7.10	R1.7.24 益田合同庁舎	R1.8.23	原案を認める
2-3	益田市	高度公益機能森林	中須大塚	【変更】 防風林機能を持つ松林を加える	変更前 30.16 変更後 30.39 差分 0.23	R1.7.10	R1.7.24 益田合同庁舎	R1.8.23	原案を認める
2-4	益田市	被害拡大防止森林	中須大塚	【変更】 松林が消失し広葉樹へ遷移していることから、当該区域を除外する	変更前 1.75 変更後 1.74 差分 -0.01	R1.7.10	R1.7.24 益田合同庁舎	R1.8.23	原案を認める

林地開発許可関係

	案件に係る森林の所在場所	申請者住所・氏名	事業名（開発の目的）	摘　要	開発森林面積（事業区域面積）(ha)	諮問日	開催年月日・審議会場	答申日	答申内容
3	益田市中垣内町 2005-1番地 外12筆	益田市中高津三丁目7番5号 有限会社佐波川砂利 代表取締役 津谷 洋	益田市中垣内町地内 岩石採取事業 （土石等の採掘）	【変更許可】 変更拡大面積が10ha以上	23.9825 (29.3168)	R1.7.10	R1.7.24 益田合同庁舎及び現地	R1.8.23	許可相当と認める

【森林審議会保全部会に諮問する事項】

1 森林病害虫等防除関係

(1) 森林病害虫等防除法第七条の三に基づく県防除実施基準に関すること。

(2) 森林病害虫等防除法第七条の五に基づく高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域に関すること。

(3) 森林病害虫等防除法第七条の六に基づく樹種転換促進指針に関すること。

2 林地開発許可関係

(1) 新規許可申請の場合で、開発行為に係る森林の面積が5ha（土石等の採掘を目的とするものについては10ha）以上の場合。

(2) 変更許可申請の場合で、変更拡大面積が5ha（土石等の採掘を目的とするものについては10ha）以上の場合。

(3) 変更拡大により5ha（土石等の採掘を目的とするものについては10ha）以上となる場合。

3 保安林解除関係

(1) 保安林の転用に係る解除でその面積が1haを越えるもの。

資料４

島根県森林審議会　資料

重点推進事項（林業事業体の体質強化・林業就業者の増員）現地視察

〈簡易架線集材技術研修　現場山林（美郷町村之郷）の概要〉

森林所有者数	1人	（美郷町在住）

	面積(ha)	植栽年	林齢	蓄積(m3)
スギ	1.00	S38年	56年生	790
計	1.00			790

施業履歴

下刈り	S39年～S43年
除伐	S49年
枝打ち	S49年
保育間伐	S58年
利用間伐	

生産見込み材積	670m3

作業システム　　：主索支柱間距離：約150m（下図の●間の距離）

伐倒	集材	造材	運材
チェーンソー	スイングヤーダー（南星0.45）フォーリングブロック式	ハーベスタ（ケスラ-20SH コマツ0.25）	トラック

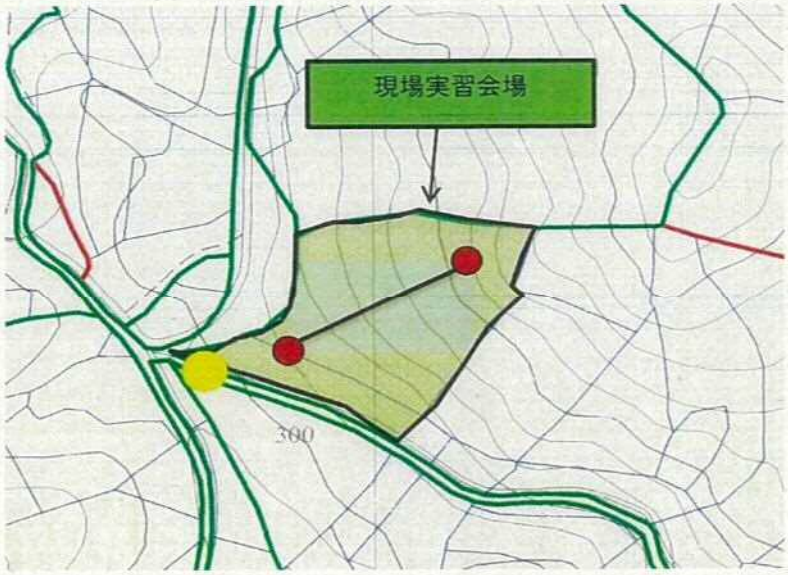

区域図　　●が現在地

フォーリングブロック式①

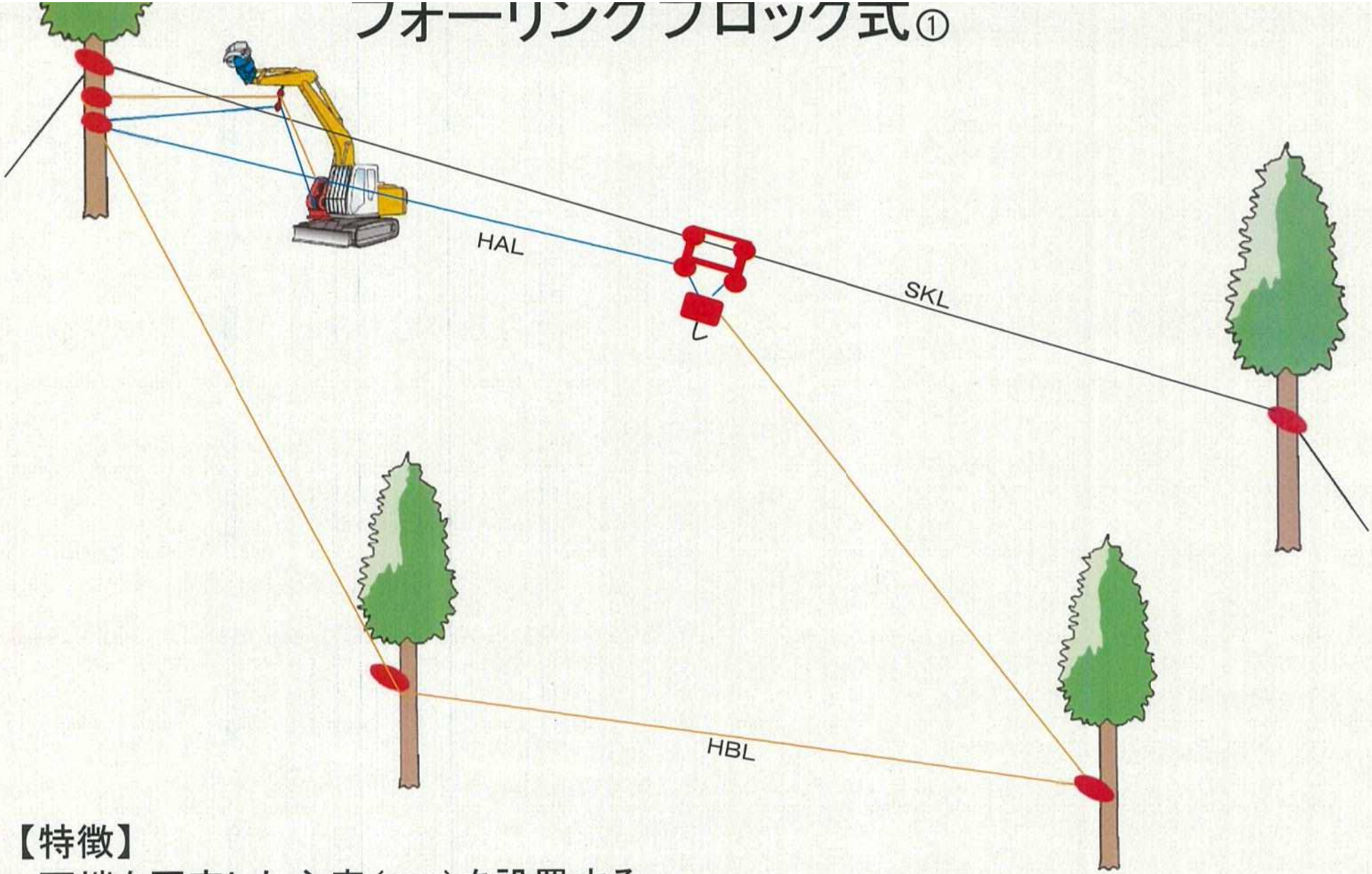

【特徴】

・両端を固定した主索（SKL）を設置する

・主索（SKL）を設置するため、大径材の集材が可能となり機械転倒の危険も減る

・緩傾斜地での水平作業や、上げ荷・下げ荷どちらでも集材が可能

・引戻索（HBL）により横取りが容易で、小面積皆伐に適す

フォーリングブロック式②（横取り時）

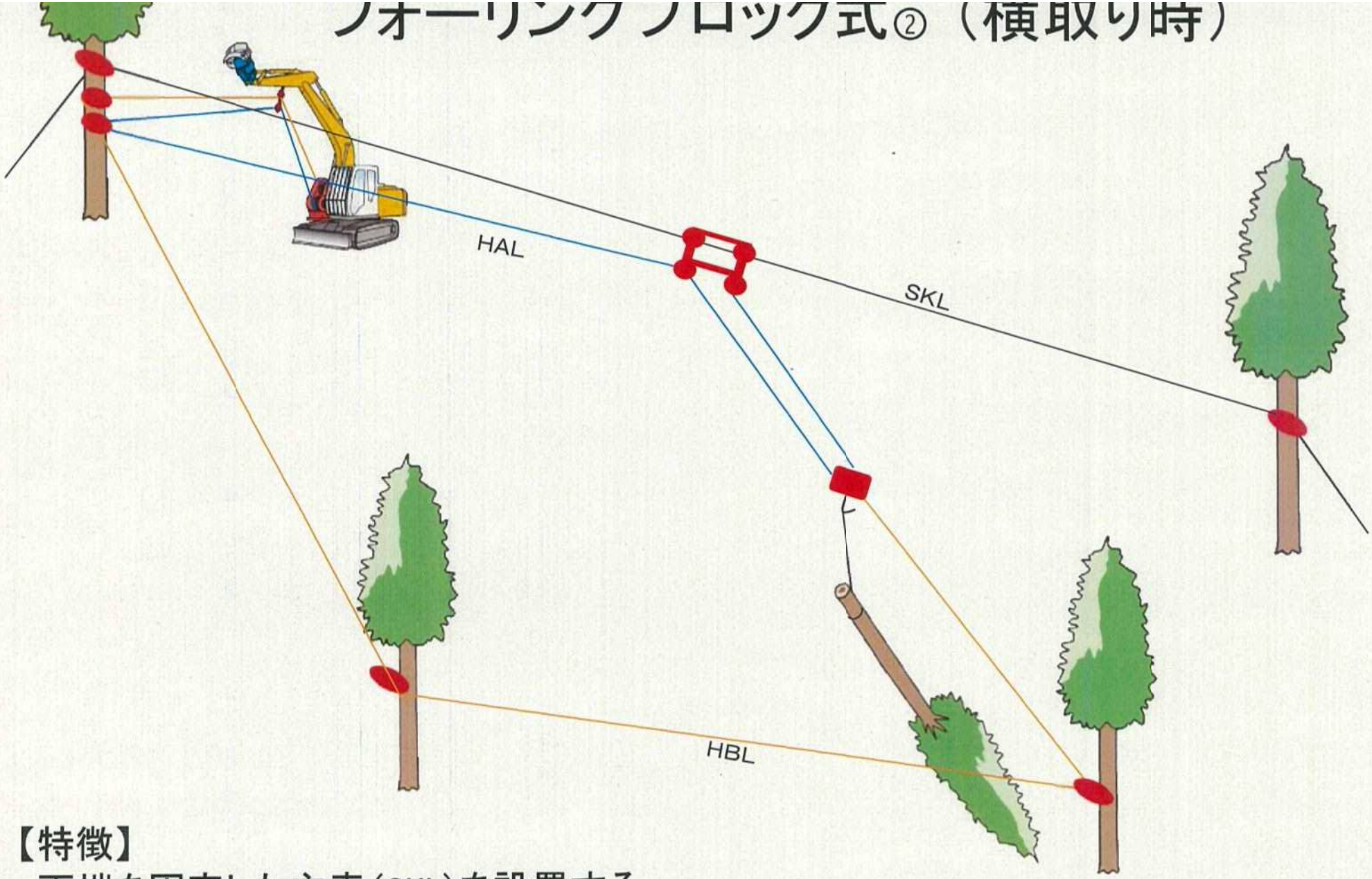

【特徴】

・両端を固定した主索（SKL）を設置する

・主索（SKL）を設置するため、大径材の集材が可能となり機械転倒の危険も減る

・緩傾斜地での水平作業や、上げ荷・下げ荷どちらでも集材が可能

・引戻索（HBL）により横取りが容易で、小面積皆伐に適す